

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計画主体	いわき市

いわき市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 いわき市農林水産部農業振興課
所 在 地 福島県いわき市平字梅本 21 番地
電 話 番 号 0246-22-7479
F A X 番 号 0246-22-7589
メールアドレス nogyoshinko@city.iwaki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には
(代表) と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、鳥類（カラス、ヒヨドリ、スズメ）
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	福島県いわき市

（注） 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類		被害の現状	
		品 目	被害数値（金額／面積）
イノシシ		水稻	2,090 千円 / 203 a
		麦類、果樹（日本なし）、野菜、いも類	192 千円 / 7 a
ハクビシン		野菜（いちご等）、いも類	216 千円 / 1 a
アライグマ		—	— 千円 / — a
ニホンザル		—	— 千円 / — a
ニホンジカ		—	— 千円 / — a
ツキノワグマ		—	— 千円 / — a
鳥類	カラス	果樹（日本なし）	239 千円 / 4 a
	ヒヨドリ	果樹（日本なし）	239 千円 / 4 a
	スズメ	水稻	— 千円 / — a
合 計			2,976 千円 / 219 a

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（2）被害の傾向

本市の鳥獣による農林水産業等に係る被害は、福島県農業共済組合中央支所いわき出張所の調査や農家からの申告によると、主にイノシシによる水稻への被害であり、次いで鳥類（カラス・ヒヨドリ）による果樹への被害、ハクビシン・アライグマによるいも類、野菜・果樹の食害や生活環境被害が報告されている。

また、ニホンザルについては、農作物被害の報告は無いものの、市内で複数回目撃されている。ニホンジカ、ツキノワグマについては、農作物被害及び確たる目撃情報の報告は無い。なお、被害としての報告は無いが、スズメなどによる水稻の被害が発生している。

【イノシシによる被害】

イノシシについては、捕獲頭数の減少傾向は近年の豚熱の影響とみているが、市の中山間地域に広く生息しており、被害は市内一円で発生している。主な被害作物は、水稻（6月～9月頃）で食害や踏み倒しによる枯死で欠株が発生している他、麦類、果樹、野菜及びいも類についても被害が発生している。

また、水田の畦畔や牧草地の掘削及び家畜飼料の食い荒らし等の農作物以外の被害も発生し、農業者の営農意欲の減退を招く原因になっている。

【ハクビシン、アライグマによる被害】

農家からの申告によると、主にいも類が被害を受けている他、果樹やスイートコーンなどの野菜での食害も発生している。また、市民の被害相談などから家庭菜園などを中心に被害が発生しており、今後被害の拡大が懸念される。

加えて、家屋、屋根裏への侵入ならびに糞尿等による生活環境被害が報告されている。

【ニホンザルによる被害】

現時点では、農作物被害は無いものの、市内での目撃情報が寄せられていることから、今後被害の発生が懸念される。

【ニホンジカ、ツキノワグマによる被害】

現時点では、農作物被害および確たる目撃情報は無いものの、周辺自治体で生息している個体が流入する可能性があることから、今後被害の発生が懸念される。

【鳥類（カラス、ヒヨドリ、スズメ）による被害】

果樹生産者からの申告によると、カラス・ヒヨドリにより、日本なしが食害を受けている。

また、被害報告は無いものの、スズメにより、実った水稻への食害は市内一円で発生しており、特に山間部では人けが無いため被害が大きい。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標（被害金額）	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	2,282 千円	2,054 千円
ハクビシン	216 千円	194 千円
アライグマ	－ 千円	－ 千円
ニホンザル	－ 千円	－ 千円
ニホンジカ	－ 千円	－ 千円
ツキノワグマ	－ 千円	－ 千円
鳥類	478 千円	430 千円
合 計	2,976 千円	2,678 千円
指標（被害面積）	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	210 a	189 a
ハクビシン	1 a	1 a
アライグマ	－ a	－ a
ニホンザル	－ a	－ a
ニホンジカ	－ a	－ a
ツキノワグマ	－ a	－ a
鳥類	8 a	7 a
合 計	219 a	197 a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

取組	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・地元猟友会と連携し、市捕獲報償金交付制度を活用した予察捕獲等を実施している。 ・わな猟免許所持者等に箱わなを貸出し、捕獲を推進している。	・猟友会会員の高齢化等により捕獲従事者が減少していることから、引き続き、新たな捕獲従事者を確保・育成することが必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・市鳥獣被害対策事業により、市内農業者が導入する電気柵や防鳥ネット等の設置に要する資材の購入費の一部を補助している。 ・鳥獣被害防止総合対策交付金の整備事業を用いて、複数戸（集落単位）での電気柵の設置を支援している。	・電気柵等の侵入防止柵が効果を十分に発揮するためには、適切な設置やこまめな維持管理が求められ、設置に関する知識の普及や維持管理のための労働力の確保が必要である。
生息環境管理その他の取組	・被害の多い地域に対し、日本型直接支払交付金の活用を促進するなど、遊休農地の草刈り等により鳥獣緩衝帯を設置する体制づくりを支援している。	・鳥獣緩衝帯の設置に留まらず、地域での農作物の収穫残渣の除去・生ゴミの適正管理等についても、普及・推進していく必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

これまで実施してきた捕獲等、防護柵等の設置等、生息環境管理に関するその他の取組を引き続き行っていくものとする。また、いわき市鳥獣被害防止対策協議会等の関係団体等と密接に連携し、更なる被害軽減に努めるため、ICT機器の利用やGISの活用を図りながら、効果的・効率的な被害防止に一体的に取り組んでいく。

【捕獲等に関する取組】

市狩猟者支援補助金交付制度により、新たな捕獲従事者の確保・育成を図るとともに、狩猟捕獲、鳥獣捕獲等許可による予察捕獲や有害捕獲、特定外来生物の防除事業により農作物被害の未然防止や対処を行い、適切な生息数を目指す。

また、わな猟免許を所持する希望者に箱わなを貸出し、捕獲の促進を図る。

なお、ICT機器（ドローン）やGISから得られる情報を活用したイノシシの生息状況把握の取組を行い、効率的な捕獲の推進を図る。

県が捕獲許可を出すニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマについては、出没情報をとりまとめ県に報告し、速やかな捕獲につながるよう努める。

【防護柵の設置等に関する取組】

侵入防止柵等の設置に対する補助・支援を継続するとともに、広報紙やホームページ等を通じ、地域住民の鳥獣被害防除に関する知識の習得・侵入防止柵管理技術の向上を促す。

【生息環境管理その他の取組】

日本型直接支払制度等を活用して、鳥獣の隠れ家となる遊休農地、やぶ及び雑木林の刈払いによる鳥獣緩衝帯の設置などの体制づくりの支援、また、地域での農作物の収穫残渣の除去・生ゴミの適正管理の普及・推進を図る。

また、現時点でのニホンジカ、ツキノワグマの出没は確認されていないが、当該獣種が出没した場合は、地域住民に向けた生態や痕跡等を含む被害防除に係る情報提供を行うことで、他の獣種との誤認を防ぎながら、効果的な被害防除を促す。

具体的には、以下の活動に取り組む。

- ・ 市狩猟者支援補助金交付制度、市イノシシ捕獲報償金交付制度の活用
- ・ 市ハクビシン捕獲報償金交付制度、市アライグマ捕獲報償金交付制度の活用
- ・ 電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵や防鳥ネット等の設置補助・支援
- ・ 捕獲機材（箱わな）、ICT機器（センサーカメラ）の貸出し
- ・ ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマの出没情報を取りまとめて県に報告
- ・ 被害防止対策に関する普及・啓発活動
- ・ 県の「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」への協力

（注） 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

【イノシシ】

イノシシの捕獲については、狩猟者個人による狩猟捕獲に加え、鳥獣捕獲等許可による個別の農作物被害の発生に対処する有害捕獲や県・市・地元猟友会の協力体制により農作物被害の未然防止を目的とした予察捕獲、県指定管理鳥獣捕獲等事業などを実施。

捕獲頭数の減少傾向は、近年の豚熱の影響とみているが、捕獲従事者の狩猟意欲の向上のため、年間を通じた市イノシシ捕獲報償金交付制度を継続し、個体数の調整を図る。

なお、鳥獣被害対策実施隊には猟友会は含まれないものの、有害鳥獣の出没情報を共有するなど連携を図りながら、円滑な捕獲体制を構築する。

【ハクビシン】 狩猟捕獲、鳥獣捕獲等許可に基づく対処捕獲により捕獲。

【アライグマ】 狩猟捕獲、鳥獣捕獲等許可、特定外来生物の防除事業により捕獲。

- （注） 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（2）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ハクビシン アライグマ	・市狩猟者支援補助金交付制度により、新たに狩猟免許を取得した者に対し、必要経費の一部を補助し、捕獲従事者の確保・育成を図る。 ・わな猟免許を所持する希望者に箱わなを貸出し、鳥獣被害防止実施隊との情報共有や捕獲確認など連携することで、捕獲の推進を図る。
令和7年度	イノシシ ハクビシン アライグマ	・市において、小型の箱わなを希望者に貸出すとともに、ハクビシン、アライグマ捕獲報償金交付制度を活用し、捕獲の推進を図る。
令和8年度	イノシシ ハクビシン アライグマ	・協議会において、ICT機器（ドローン）やGISから得られる情報を活用したイノシシの生息状況把握の取組を行い、効率的な捕獲の推進を図る。

（注） 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画、福島県アライグマ防除実施計画（第2期）に基づく基準により設定。 なお、新たな計画が示された時点で必要に応じて修正を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲目標は各年度 3,700頭。 (県指定管理捕獲鳥獣捕獲等事業分を除く)		
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき実施。		
アライグマ	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、福島県アライグマ防除実施計画（第2期）に基づき、防除捕獲を実施。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲実施にあたっては、福島県第13次鳥獣保護管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県アライグマ防除実施計画（第2期）との整合を図りながら行うものとする。 捕獲は狩猟捕獲、鳥獣捕獲等許可による予察捕獲（イノシシに限る）・対処捕獲（ハクビシンに限る）・防除捕獲（アライグマに限る）や有害捕獲により行い、使用する猟具は以下のとおりとする。 イノシシ：箱わな、くくりわな、銃器 ハクビシン・アライグマ：箱わな（箱わなの貸出しによる捕獲）

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	—

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ハクビシン アライグマ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ 鳥類	電気柵 14,900m	各年度 電気柵 8,000m	
	ワイヤーメッシュ柵3,500m	各年度 ワイヤーメッシュ柵 3,500m	
	—	ネット柵、防鳥ネット 適宜	

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ハクビシン アライグマ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ 鳥類	・電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵、防鳥ネット等の設置に対する補助・支援や技術向上のための講習会などを行い、自衛の支援を行うとともに、設置及び管理方法の周知を図る。 ・電気柵の設置にあたり、電気柵シートの導入を推奨し、地際補強と維持管理のコスト低減を図る。 ・広報紙やホームページ等を通じ、農業者等へ情報提供を行い、自衛意識を促す。 ・住民から目撃情報、被害情報等を収集し、より正確な生息状況、被害状況の把握に努める。
令和7年度		
令和8年度		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	イノシシ ハクビシン アライグマ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ 鳥類	- 被害の多い地域において、日本型直接支払制度等を活用した、鳥獣の隠れ家となる遊休農地、やぶ及び雑木林の刈払いによる鳥獣緩衝帯の設置などの環境整備を実施できる体制づくりを支援する。 - 地域での農作物の収穫残渣の除去、生ゴミの適正管理の普及・推進を図る。 - 出没頻度が少ない獣種が出没した地区では、他の獣種との誤認を防ぐため、生態や痕跡等を含めた被害防除に係る情報を周知する。 - ICT 機器(センサーカメラ)を貸出し、集落内の生息状況の把握を支援していく。
令和 7年度		
令和 8年度		

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

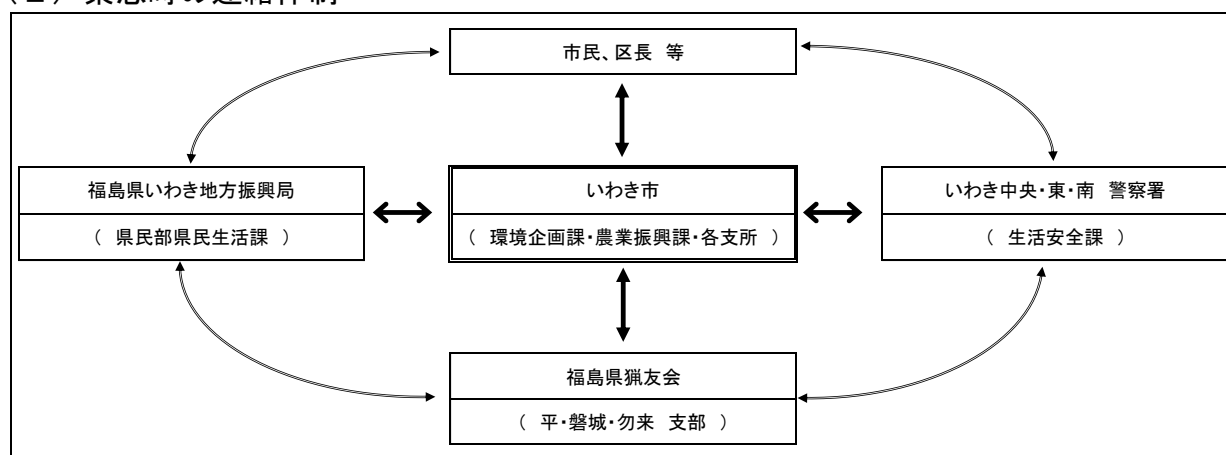
関係機関等の名称	役 割
いわき市(環境企画課・農業振興課・各支所)	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じ捕獲等許可に係る事務や指示
福島県いわき地方振興局(県民部県民生活課)	市に対する助言等
いわき中央・東・南警察署(生活安全課)	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保
福島県猟友会 平・磐城・勿来支部	捕獲等の対応が可能な狩猟従事者の手配等

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに適正な方法で処分を行うこととする。

なお、捕獲したイノシシの処理については、東日本大震災以降、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故の影響を受け、鳥獣捕獲等許可による捕獲の場合は、平成 23 年 9 月から原則として清掃センターでの焼却処分としている。また、原子力災害特別措置法に基づく通知を参考に、狩猟による捕獲の場合は、自家消費の自粛が呼びかけられている。

ハクビシン、アライグマについても、市捕獲報償金交付制度の活用に際し、清掃センターで焼却処分している。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	国から出荷制限指示が発出されているため、当面の間は捕獲した鳥獣の食肉利用は困難である。
ペットフード	他市町村の動向や先進事例等を参考に、今後の取組方針について、研究する必要がある。
皮革	
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌、学術研究等）	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

—

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	いわき市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
福島さくら農業協同組合 いわき統括センター	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
福島県農業共済組合 中央支所いわき出張所	有害鳥獣関連情報の提供と被害調査を行う。
いわき市森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
いわき市	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東北農政局 (農村振興部農村環境課)	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
福島県いわき地方振興局 (県民部県民生活課)	鳥獣保護、管理に関する情報提供、協議を行う。
福島県農業総合センター (企画経営部企画技術科)	有害鳥獣の被害防止対策について助言及び技術指導等を行う。
福島県いわき農林事務所 (農業振興普及部農業振興課、 地域農業振興課)	有害鳥獣による農作物被害の防止に関する情報提供、助言・指導を行う。
福島県いわき農林事務所 (森林林業部林業課)	有害鳥獣の被害防止対策及び森林整備に関する情報提供、助言・指導を行う。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 29 年 2 月 9 日に、いわき市鳥獣被害防止対策実施隊を設置。わな猟免許所持者を含む市職員により構成し、実施体制は、隊長・副隊長・隊員からなる。

猟友会や箱わなを使用する狩猟者との情報共有による捕獲に係る連携や、地域住民に向けた被害防除に係る情報提供の他、日本型直払制度等を活用した生息環境管理に係る環境整備を実施できる体制づくりの支援等の取組みを実施していく。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近年、台風等の自然災害が発生している状況を踏まえ、侵入防止柵等の設置にあたっては、今後の協議会と地域住民との設置・管理に係る委託契約や誓約書に、自然災害時の対応を盛り込む等、災害による被害発生未然防止に努めていく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記載する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

—

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。